

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について
(平成26年 3月 5日保発0305第 3号)

第2 訪問看護基本療養費について

1

- (3) 訪問看護基本療養費(Ⅰ)のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者又は真皮を越えるまでの褥瘡の状態にある利用者(診療報酬の算定方法別表第一区分番号C013に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者)に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師等又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師と共同して指定訪問看護を行った場合に月に1回を限度として、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が所属する訪問看護ステーションが算定できるものである。なお、当該所定額を算定する場合にあっては、同一日に訪問看護管理療養費は算定できない。

第3 精神科訪問看護基本療養費について

- 3(1) 精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)は、指定訪問看護を受けようとする精神疾患を有する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害施設」という。)に入所している複数のものに対して、(略)。

ここにいう「精神障害者施設」とは、精神疾患を有する者が入所する施設であって、次に掲げるものをいうものであること。

ア ~~グループホーム及びケアホーム~~(~~障害者総合支援法~~障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する共同生活介護を行う事業所及び同条第15~~16~~項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。)

イ 障害者支援施設(~~障害者総合支援法~~障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11~~12~~項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第7~~6~~項に規定する生活介護を行うものを除く。)

ウ ~~障害者総合支援法~~障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26~~22~~項に規定する福祉ホーム